

別表六の二(五)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(五)

平三十・四・一以後終了連結事業年度分

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度 . . . 法人名

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			
連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、 別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合		可	
特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	円	特別研究税額控除限度額 (5)+(6) 7
控除対象特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)「3」又は(別表六の二(四)「3」)	2		
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3	円	特別税額控除率 $(8) \times \frac{5}{100}$ 9
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と別表六の二(五)付表「3」のうち 少ない金額	4		当期税額控除可能額 (7)と(9)のうち少ない金額 10
税額控除割合が30%である試験研究に 係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	5		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の③」) 11
同上以外の試験研究に係る 特別研究税額控除限度額 $((3)-(4)) \times \frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (10)-(11) 12

**「12」欄**

特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第6項」
- ② 「区分番号」欄：「10548」
- ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額